

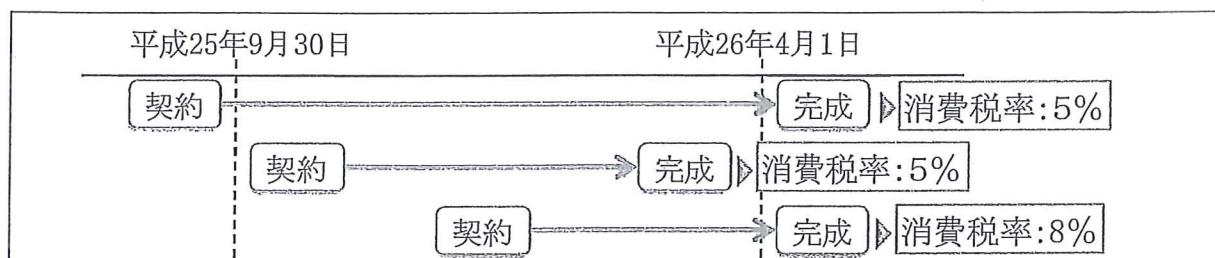
消費税率引き上げに伴うトラブル防止のポイント

- 平成26年4月1日以降工事が完了する場合、消費税率は8%が適用されます。
- 今後、設計工事契約を締結する際には、工期が遅延した場合や追加工事が発生した時などにおける追加費用の取扱について、発注者と十分相談され、双方合意の上での契約締結を行って下さい。

消費税率について

工事では、平成25年10月以降に契約を締結して工事完了が平成26年4月を過ぎる場合、消費税率8%が適用されます。

なお、設計工事契約が平成25年9月30日までに行われている場合は、工事完了が平成26年4月を超える場合でも消費税率5%が適用されます。



注意点とトラブル回避のための方策について

消費税率5%で工事契約している場合は、以下のような場合には消費税率8%が適用され追加費用が発生し、トラブルの発生が懸念されます。

- 工期の遅延・変更により完成時期が平成26年4月以降になった。
理由の如何に関わらず工事完成が平成26年4月以降となった場合、すべての工事費用について消費税率8%が適用されます。（平成25年9月末までに契約している場合を除く）
- 追加工事が発生した。
平成25年9月末までに契約し消費税率5%が適用される場合でも、平成25年10月以降に追加工事が発生した場合は、追加工事分の費用は消費税率8%が適用されます。

トラブル回避のための方策

- 少額の設計・工事監理・工事等であっても書面により請負契約を結びましょう。
- 工期遅延時や追加工事の発生時の増額分の支払いルールについてよく話し合い、支払ルールを書面で定め、発注者と合意しておきましょう。

(この案内は 一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会の資料を基に作成しました)